

〈原著論文〉

吉見静江館長時代の興望館セツルメントにおける 「幼児の個別理解」

——児童福祉法における保育の史的検討——

田 澤 薫

抄 録

保育所保育の独自性とは何かという探究から、これまでに、第2次大戦後の保育所では、家庭的背景をふまえた個々の幼児の理解及び幼児に対するケースワークが保育の基本と考えられたことを明らかにした。この施策を進めたのは吉見静江厚生省児童局保育課長である。本論文では、吉見の保育行政の基盤を、吉見が厚生省に入職前に館長を務めた興望館セツルメントの保育にあるとみて、吉見の言説を評価項目としつつ興望館セツルメントの保育記録を調査した。その結果、保育実践の基本を表わす5つの評価項目のすべてが興望館セツルメントの実践の中に確認できた。

キーワード：吉見静江，興望館セツルメント，児童福祉法，保育所，厚生省児童局

1. はじめに

子ども・子育て支援法が施行され、保育をめぐる制度は激変のときを迎えている。保育所の利用を希望しながら入所がかなわない乳幼児が「待機児童」と呼ばれて社会的な注目を集めて久しい。その待機児童問題の解決は、都市部の自治体においては緊要な課題であろうが、保育の量的拡充として保育の受け皿が拡大されたと説明されるグラフには、認定こども園の保育所機能の部分も加算されている。いつの間にか、保育所保育の専門性は見えにくくなり、保育は、単に「長時間にわたり子どもを預かる」という託児の概念で捉えられるようになるおそれが否定できない。

保育所の保育とは何か。保育所保育の独自性は、認定こども園の保育所機能でとってかわられ得るものなのだろうか。あるいは、独自性が明確に示されれば、認定こども園にそれを加味することで、真の意味での、保育の量的拡充が実現するのではないだろうか。より具体的に問えば、同じ3歳以上の幼児について、幼稚園教育要領と保育所保育指針、幼保連携型認定こども園保育・教育要領のひとしく幼児期終了までに育ててほしい姿が示されるようになる近未来において、保育が文字

通り「一体化」するとすると、保育所保育は他とどう異なるのだろうか。

その問題意識に立って、前稿⁽¹⁾で取り組んだ3巻の『保育児童のケースワーク事例集』（厚生省児童局 1957-1959）分析の成果からさらに進んで、保育の基本となる幼児の理解に着目し、戦前の託児所の時代に言われていた幼児理解と、戦後に保育所保育の確立を目指すなかで厚生省児童局保育課サイドから説明された幼児理解の異同を整理し、あわせて、保育課サイドの幼児理解理論という際にその要を築いたと考えられる保育課長の吉見静江が、戦前に自身が保育に従事した保育施設での実践を支えた幼児理解の理念をあわせて考察することで、保育所保育を形成する独自性を明らかにすることが本論の目的である。

2. 研究方法

前稿において、『保育児童のケースワーク事例集』の検討により明らかになったのは以下のことである。本書の「評」からは、保育所で取り組まれているケースワークは「家庭保育の支援」と「個々の幼児理解」の2領域に重点がおかれていると読めた。

第1の作業領域「家庭保育の支援」に関わる要素として、①家庭へのはたらきかけ、②保護者へのはたらきかけ、が認められ、そうしたはたらきかけの最終目標が③家庭環境の整備であることが確認された。こうした支援を行う場として、④家庭保育の支援における保育所の役割が指摘され、⑤保育に直結しない支援にも言及がみられた。⑥他機関連携の例も少なくなかった。こうした支援的な関わりの結果として、母親の保育理解の変化が期待できた。

次いで、第2の作業領域「個々の幼児理解」に関わる要素は、①保育の何が幼児にどう影響をあたえているのかを、幼児の側から検証する省察によって、②発達理論を基盤とする幼児理解、さらに③発達理論を超えた個別理解が得られることが確認された。幼児理解が進むと、④問題行動を幼児の事情から説明する姿勢を保育者の側がもてるようになる。こうした施設において⑤育ちを支える保育という理解が生まれることが分かった。

このうち、第2の作業領域「個々の幼児理解」に関する検討の成果が本論文の基礎となる。ここでは、児童福祉法に保育所が置かれた以前の「保育」という語が乳幼児保育以外の領域で使用されていた用例を踏まえて比較することで保育所保育のアウトラインを明確にし、次いで、『保育児童のケースワーク事例集』で、保育のケースワークという領域内での幼児理解を示した鍵人物とみられる吉見静江保育課長が、児童福祉法に保育所が置かれた以前から保育実践に従事していた興望館セツルメントの保育所に光をあて、そこで吉見が具体化していた保育理論から、個々の幼児理解と直に関連する要素を抽出し、比較検討する方法をとる。

この検討は、日本社会福祉学会研究倫理指針、日本保育学会研究倫理指針を遵守し、歴史資料の使用に際しては史料批判の視点から今日の使用についての適切性を精査すると共に、社会福祉法人

興望館が所蔵する原資料の使用に際しては社会福祉法人興望館との協議を重ねて個人情報等の保護に十分に配慮を行った。

3. 吉見静江における保育理論の生成

日本基督教婦人矯風会外人東京支部が1919年に開設し運営していた東京・本所（現在の墨田区）の興望館セツルメントに、関東大震災の被災を越えて保育施設が設けられ、そこに、ニューヨーク社会事業学校で学んで帰国した吉見静江が館長として就任したのは1929年のことだった⁽²⁾。興望館セツルメントでは、丁度、この年の9月に本館建築が落成し9月24日より保育園を本館に移した。吉見は、1929年9月より、乞われて新設の児童局保育課長として厚生省に入省する1947年12月まで、興望館セツルメントに奉職した。

興望館セツルメントで吉見が掲げた三大方針は「1. 教育, 2. 救済, 3. 保健」であり、乳幼児や学童、そしてその父母を対象とした教育活動は、一貫してセツルメントの大黒柱と考えられた。そのために、保育園、父母の会、少年少女の会などが置かれていた⁽³⁾。当時の東京では、興望館セツルメント保育園のような方法が一般的だったのだろうか。

興望館セツルメント保育園に先立つ1921年6月に出された東京市託児保育規程は、第2条で保育内容を扱い、「幼児は一般幼稚園の課程に準じ之を訓育す。その課程左の如し 一、遊戯 二、唱歌 三、談話 四、手技」とある。それが、1934年になると、「昭和9年度東京市託児保育規程」で、「託児に対する保育要領左の如し 一、生活訓練 一、性格訓練 一、健康増進 一、其の他託児の心身の健全なる発達に必要な事項（第2条）」と示されるようになる⁽⁴⁾。託児所を利用している幼児は、戦後の児童福祉概念でいうところの「保育に欠ける」要件を満たすような状況を抱えていることが、こちらの保育規程では意識されている。つまり、実施する幼児指導の内容を列記するに留まらず、それが何を意味するのか、純粋な幼児教育の域を超えた幼児自身による生活改善の観点からのねらいを示すことで、幼稚園の幼児教育との違いが明らかにされている。

この時代に、興望館セツルメント保育園ではどのような保育がなされたのだろうか。

後年、卒園児が、1928年当時を回想したなかには「…大きな建物の中に講堂と小さな部屋が一つか二つありました。丸い輪が青ペンキで描いてあって、そこで私たち子どもは「まわれよ、まわれ」と言ったり、歌いながら踊りを踊ったりしました⁽⁵⁾とあり、一般的な幼稚園や託児所と同様に遊戯や唱歌などが取り入れられた保育の情景が浮かぶ。

1929年にアルウィン学園玉成保育専門学校を卒業すると同時に興望館に保母として就職した三浦マサエは、当時をふりかえり、「住み込みで保育にあたりました。元ダンスホールであったという、独立した小さな建物があって、そこが私たちの生活場所で、そこに寝起きして、朝になると全部を片付け保育室にしていました⁽⁶⁾と述べている。こうしたことから、やはり、保育園である前に

基盤としてセツルメントであり、職員にもセツル（定住）が求められ⁽⁷⁾、その地域の人々の生活に沿う施設の運用がなされていたことが確認できる。興望館セツルメントの職員であった山田栄によれば、1932年3月当時の保育時間は朝8時から16時であったが、「多分に弾力性をもち、今だと朝早いものは七時半に預けに来、午後遅いものは七時頃迎えに来る者もある」⁽⁸⁾のが実際であったという。先述の三浦マサエも、「労働者の家庭の子どもたちだから、午前7時前には来ていました」⁽⁹⁾といい、保育がそこに定住しているからこそ可能となる保育の形態である。吉見は、こうした興望館セツルメントに着任したのである。

保育園である前にセツルメントであるという認識を以て改めて保育内容を見直すと、セツルメントの特性が具体化されたといえそうな実践が散見される。例えば、先述の三浦保母は、「思い出すのは、子ども達が来ると、保母は何をおいても必ず握手して迎えるのです。体温を探ることとスキンシップのためであったと思いますが、子ども達が大好きでついてきます」⁽¹⁰⁾と語る。スキンシップの中でも、頭をなでる、抱きしめるなどと異なり、握手は双方の対等性が際立つ。また、「保育所の給食をしながら、月に一度か二度お母さんたちのための料理教室をしていました」⁽¹¹⁾とも証言する。「地域はその地域の人たちによって改造されるべきであって、だからその人に教えたり、指示してやらせたりということではなく、その人たちが自分達でやる。それがセツルメントの基本だろーと思います」と、吉見が館長になって間もなく学生ボランティアとして関わった三浦三郎が述べる⁽¹²⁾ように、保育所の保育を通して、子ども自身や子どもが育つ家庭の生活に対してのはたらきかけがなされているのである。

このように、興望館セツルメントでは、子どもも大人も利用者も職員も、一人一人が当事者として自分自身の取組として行うことが大切にされ、保育園はその主軸に位置づいていた。吉見着任の前後でこの方向性は一貫しており、吉見がもたらしたというより、興望館セツルメントの土壌であったといえる。

興望館セツルメントの地域は「海拔0メートルの低地」⁽¹³⁾である。そのため、旧職員の証言によれば「雨が降ると街に水があふれ、道に敷いてあった板が浮き上がるし、興望館のすぐ前にあった長屋には、すぐ水があがって大変でした。ドブというドブからメタンガスがグチュグチュ発生するという状態でした。環境的には全く不衛生でした。家が狭いので夏は寝苦しくて寝つかれないから、大人も子どもも12時過ぎまで起きていて、外歩きもするので、だから悪さもする」⁽¹⁴⁾というように、この地域環境の課題は、乳幼児が育つ生活のあり様と直結していると考えられていた。吉見も、興望館前の曳舟川を保育園の幼児が黒く描いたという実話について衝撃をもって度々話している。課題意識をもつ吉見たちに地域環境が幼児の情操に影響している実情を看過できるわけはなく、そこでの保育は一つ一つがこうした課題に向かう方向性を自ずと備える。

現実に対峙する保育の一例を挙げれば、興望館セツルメント保育園は「食の改善に非常に力を入れていました」⁽¹⁵⁾という。1940年来、日本神学校の学生としてボランティアとして興望館に関わり

始めた瀬川和雄は、「当時、栄養問題を考える家庭は少なく、保育園で栄養に富んだ昼食を給食し、それを通して母親に子どもの栄養問題を問いかけていました⁽¹⁶⁾」という。栄養問題について直接的に指導を行うのではなく、あくまで、当事者意識に訴えることをねらって、保育園で給する食を通して「問いかけ」ていたというのである。

瀬川が興望館に参加した戦争前夜よりずっと以前の昭和の初期に、貧困児童の就学支援の一環として学校給食が行われたことは、社会事業史の領域では広く知られている。家庭が貧しくて食に事欠く状況を、自分の責任として恥じるのではなく、さらに家庭の不甲斐なさを責めるのでもなく、その責任を社会にみて公的機関である学校が必要な児童に食を提供する姿勢が貧困児童だけに対する給食を可能とした。

一方で興望館セツルメント保育園の方法は、これとは異なる。食は保育園にきている全ての子どもたちに提供される。事情のある家庭に対する減免の措置を用意しつつ、実費徴収を伴う給食である⁽¹⁷⁾。このとき、実費約6銭のところ、3銭は負担・3銭は有志「父母の会」積立金より補填する方法をとった。つまり、興望館の理念に賛同して任意の「父母の会」に入っている人たちには、我が子の給食費負担を越えて、協力して地域の子どもの食を支えることを求めたのである。そして、なお不足する分は、助成金によったという⁽¹⁸⁾。食べられない子どもが食事を摂ればよいのではなく、どの家庭も食への意識をもって子どもの食が整えられることを興望館セツルメントでは目指している。そのために、保育園児の父母が入会する父母の会⁽¹⁹⁾で、母の会の後に職員と保護者が一緒になって厨房でその日の給食を作ってみたり、保育園の入り口付近にガラス戸をいれた箱を置き、中にその日の給食を盛り付けて展示して、子どもと保護者が共に見られるようにしたりした。

以上に整理してきたのは、吉見館長の時代に興望館セツルメント保育園でなされてきた事柄である。当然ながら、以前からなされていたこともあるだろうし、吉見の発案で受け入れられて定着したこともあるだろう。吉見一人に依るものでないこと、言うまでもない。

1947年12月22日、50歳の吉見は乞われて厚生事務官（二級）児童局保育課長となる。主要な業務は、保育行政の確立である。このとき、興望館セツルメント保育園で18年間なしてきた経験が、吉見の内でも別の意味をもったことは、想像に難くない。

全国の保育所を所轄する厚生省の保育課長になって後、吉見は1954年に『保育所の生活指導』という単著を刊行した⁽²⁰⁾。この本は吉見の個人的著作のようにも見えるが、序文を児童局長が書いており、そこに「生活指導の手引書として刊行をみた…」とあること、はしがきには「事例の提供を頂いた施設の方々には深く感謝いたします⁽²¹⁾」として岡山県3か所、京都府3か所、茨城県5か所、富山県1か所の保育所への謝辞が記されているが、これらの事例は保育課長としての吉見に寄せられたものとみられることから、吉見の保育行政の真髓がここに収斂されていると考えられる。吉見はこの本のなかで、保育所を必要とする子どもに個別指導を基本としながらもグループ指導を

行うことが出来る点を保育所保育の核と述べ、グループワークの共通点として以下の三点を挙げている。

「第一 健康習慣の確立

第二 自立の生活態度を身につけさせる事

第三 人々との生活の中に自身の立場を見出し、人の立場を認識し、人と場合（事態）とに適応していく態度を身につけさせる事」⁽²²⁾

驚くことに、このいずれもが「習慣」「態度」「認識と態度」の習得をねらいとしており、乳幼児を対象とした言い聞かせや生活訓練ではなく、陶冶による自己の育成を求めている。

「成長は内部から起るものであって、外部からおしつけるわけには行かないのです」⁽²³⁾と吉見はいう。興望館セツルメントが給食を、必要な貧困児童のみに限定せず、毎日、保育のなかで食することを通して、いつ何をどのくらい摂食するかという知識を意識化・身体化する食生活習慣の樹立までを求めたことが透かし見えるようである。

吉見が「子供の生活は成長の生活であって、子供の成長はねむりの内にも、遊びの内にも、生活の全面にわたってなされているのであります。ですから、子供にとってはすべての生活経験が成長への歩みであり、努力であるといえるのであります。そして、この子供たちの努力をみまもり、これを理解して、その行く道をきり拓き、その歩みが可能なように生活の場を整えてやる事が保育であるということができるのであります」⁽²⁴⁾と述べるなかには、子ども自身の成長への深い信頼がある。それと同時に、「人間としての覚醒と自助の精神の確立」⁽²⁵⁾というセツルメントのテーマがここに生きている。

以上のように、吉見館長時代の興望館セツルメント保育園での保育と、厚生省保育課長として吉見が表明した保育理論は、直接的な連関が認められる。そこで、次いで、吉見が年度半ばの9月に着任した1929年度を注視して、将来の吉見理論につながる実践を跡づけたい。

4. 吉見理論で読み解く興望館セツルメント保育園の実践

それでは、次に、興望館セツルメント保育園の「保育日誌」から、吉見が館長に就任した1929年度の保育の様子を覗いてみたい。

まずは、当時の興望館セツルメント保育園のあらましを下記に押さえておこう。

興望館セツルメント保育園

〈経営の内容〉

- 1 満4歳より学齢までの幼児を保育す
- 2 保育時間は午前9時より午後1時迄とす

3 保育料は1ヵ月金1円とし、毎日牛乳5勺を給す

但し此の保育料は家庭の事情により酌量する事あり

4 日曜日、祝祭日は休業、其他冬季夏季休業は小学校に準ず

5 保育幼児（其兄弟姉妹も）は毎週1回医師の診療を受發育上の指導を受く

6 父母の会は月1回の例会を開く

月20銭の積立をもって遠足、幼児へ記念品其他講演会費用等を分担す

（以上「社会事業調査表」昭和4、5年度）

7 園児定員75名 保育時間は午前8時より午後4時迄 保育料1ヵ月1円50銭

又毎日園児に実費6銭の栄養昼食を給し、3時にはおやつを給す。このため毎日昼食代3銭（不足分は父母の会積立金より）と、おやつ代2銭を持参す（但し保育時間、保育料、昼食代、おやつ代は家庭の事情により酌量）（以上「昭和7年度事業報告」）⁽²⁶⁾

〈保育内容〉

○幼稚園保育項目「遊戯 唱歌 観察 談話 手技」（幼稚園例施行規則 大正15年文部省令17）に添った保育（法令準拠様式のフレーベル館「保育日誌」を使用）

○年齢別のクラス編成（一の組：年長 二の組：年中 三の組：年少）

○合級活動としての「談話」「唱歌」等とクラス別設定保育「手技」等

○「談話」お伽話、科学的なお話（→観察や製作活動等の保育内容への連続性がみられる）、
聖話

○手技で「恩物」（フレーベルが考案開発した教具）を使用

「保育日誌」を読み解く際の評価項目として、先述した吉見による保育の指導点3点「健康習慣の確立」⁽²⁷⁾、「自立の生活態度を身につけさせる事」⁽²⁸⁾、「人々との生活の中に自身の立場を見出し、人の立場を認識し、人と場合（事態）とに適應していく態度を身につけさせる事」⁽²⁹⁾と、単著『保育所の生活指導』の文言より「成長は内部から起るもの」⁽³⁰⁾、「家庭をおいてきほりにしないで協力体制」⁽³¹⁾を手がかりとする。

① 「健康習慣の確立」

興望館セツルメントは、「開園一ヵ月後にはさっそく聖路加病院救療部の協力によって園児のために医師、看護婦による診療・保健指導を行うことになり、毎週一回健康診断が行われた」⁽³²⁾という恵まれた保健環境にあった。「昭和4年10月より昭和5年6月迄取扱人員表」によれば「保育園児360、乳幼児49、学齢児27、歯科127、総計563」という実績がある。そうした環境のなかで、保育日誌にも健康習慣の確立に目をとめた記述がみられる。例えば、1930年保育日誌の「2月5日（水）…Pさんが入園以来初めてお弁当の前、手を洗った」（Pは年少児）、「2月27日（木）…Pちゃ

んが一人で鼻をかんで、ほらとって見せにくるやうになった」(Pは年少児)がこれにあたる⁽³³⁾。これらの記載から分かることは、保育者が逐一、幼児に「鼻をかみなさい」「手を洗いなさい」といった指導的な関わりを行っていないことである。医師や看護師による健康診断がもはや日常の一部となっている環境で、鼻をかむこと手を洗うことの意義は幼児にも了解されている。その後、その習慣を自身の中に確立するかどうかは幼児の主体性に掛かっており、日々口うるさく指導してはいるものの場限りの実行に終わるだけである。黙って見守りながら待っていて、そして、幼児が自分の判断で実行できるかどうかを保育者は静かに見取っている。

② 「自立の生活態度を身につけさせる事」と③ 「人々との生活の中に自身の立場を見出し、人の立場を認識し、人と場合(事態)とに適応していく態度を身につけさせる事」

1929年度の「保育日誌」とその周辺の記録には、この二つの評価項目は保育実践のなかで不可欠な要素として併存していた。

興望館セツルメントでは「子供郵便局」による貯金制度があり、また、日曜日の教会学校では日曜献金が奨励されていた。1930年「5月11日『母の日』一月以降四月までの児童日曜献金の中より母親へ手製箱入りのお菓子を土産にす。参加児童約百名」⁽³⁴⁾であったという。子どもながらに「予算ある金銭の良き使いみちを考える習慣を作る」機会が設けられていた。

また、1929年度の保育日誌に「1月9日(木)…お遊びの時、Fちゃんの振付でおもしろい踊をHさん、Iさん、Jちゃん等がしていた。K、L、M、Nさん等は都電になって汽車ごっこをして他の子供をお客さんにして遊んでいた。ピンポン台の下では動物園ができて、虎やライオンや河馬等になって汽車ごっこ連絡のある遊びをした」(HIJKLMNは年中児とみられる)という記録が残っている⁽³⁵⁾。同じ学年で発達段階が近い仲間がいるから模倣によって遊びがグループに広がり、互いに影響されて工夫が生まれ、互いの遊びと遊びに関心が向いて絡まっていく様子が表わされている。

別の日の記録からは、先に健康習慣の確立に関して紹介した年少児の鼻かみの事例が、さらに続くエピソード事例であったことが分かる。

「2月27日(木)…Pちゃんが一人で鼻をかんで、ほらとって見せにくるやうになった。…OさんがPちゃんをつれて水をのませた。おべん当の時もお仕事の時も三の組で済ませた。一人兄さん様で皆をよく世話をやく」⁽³⁶⁾(Pは年少児、Oは年長児、「三の組」は年少児クラス)

年少児が自分で鼻をかんで保育者に見せにくる姿は、健康領域に配慮のある環境と保育者との愛着関係のみならず、異年齢の幼児による関わりが背景にあったようである。

③ 「成長は内部から起るもの」

先に挙げた事例で年少児の世話をやいていた年長児のOは、実は、よくトラブルの渦中にある

幼児である。

「1月25日（土）…その後で、OさんはいきなりGさんを打ったのが始りで大喧嘩になった。皆まわりをとりまいてOさんが一人でなくのを見ているので、どうしようかと聞いたら、物置に入れやうとか、お話してあげやうとかいう。それから、Oさんに先生とお話しやうといって事務室で静に話したらもう喧嘩をしないといふ。大変すなほに喜んで聞き入れたので、一の組男の子と皆仲良しになるといふ指切り約束をして気持ちよい結末となった」⁽³⁷⁾

この日、年長クラスのO児はかっとなって他児（年中児）を打ってしまうが、保育者は止めに入ったり叱ったりせずに、気にして集まってきた子どもたちの様子を見て、「どうしようか」と問う。集まってきた子どもたちが当事者意識をもってO児のことを考える。「お話してあげよう」という子どもからの提案に応じて、保育者は、別の場所で、O児と静かに話をする。すると、O児自身から「もう喧嘩をしない」という願いが語られるのである。そこで、保育者はO児と指切り約束をする。年長組である「一の組」の男の子たち皆が仲良しになりますように。指切り約束は、保育者が幼児に誓わせる約束ではなく、保育者が幼児と共にあって幼児の願いが実現するように言語化する姿である。

卒園と就学は年長児に特別の意味をもっており、「2月21日（金）午後二時半 入学児童父母に小学校の先生よりのお話」のある日には、「午後からの会のためにしたいと云ふ子供は積木で家を建てた。Qちゃん、Rちゃん、Sちゃんが大変立派なものをこしらへた。Tさんが実物の様なのが出きた。積木の家は戸棚の上の床においた」（QRSTは年長児）という記録が残っている⁽³⁸⁾。今日の保育後に、入学に関する話を聞きに父母が保育園に集まることを知っている年長児は、保育園に話をしにみえる小学校の先生を意識して、「午後からの会のためにしたい」と申し出て、積木で年長児らしい作品をつくりあげるのである。

「3月4日（火）Sさんが大変早く見えるようになった」⁽³⁹⁾と、卒園を間近に控えた年長児が、今日の保育に何かの期待や思いをもって、早めに登園する姿を、保育者は丁寧に見取って日誌に記している。

吉見は、座談会の席で「問題の子供というのはどういう事かと言いますと、一定の先生方の定められた行動をしないものが悪い子供だと言うんです。けれども大人の思っているような子供でなければいい子供でないという考え方は大いにやめなければならない、結局どういうことをするのがよいか悪いかということがはっきり判る子どもを育ててゆけばいいんですね」⁽⁴⁰⁾と述べているが、おそらく、同様なことを、吉見館長は興望館セツルメント保育園で働く保育者に伝えていただろう。上記に紹介した保育実践の記録は、この考え方がはっきりと表れている。

④ 家庭をおいてきぼりにしないで協力体制

興望館セツルメント保育園では、吉見が9月に着任した翌月の10月26日には「父母の会」が発

足している。「園児父母は会員」となるが、会費については「有志は金20銭を積立て」た。

活動の一例を挙げれば、「母の会で当日の給食のおかずを職員と母親とが実際に調理してみた」⁽⁴¹⁾り、「夕刻子供を迎えに来園する親が当日の給食の内容を見ることが出来るようガラス箱のなかに現物を陳列していた」⁽⁴²⁾まさに、心配りのある保育水準から「家庭をおいてきぼりにしない」工夫であって、保護者に対する実物教育の意味をもっている。

5. 考察と今後の課題

保育所の子どもに個別指導を基本としながらもグループ指導を行うことを保育の核と述べる吉見は、その論のなかで、グループワークの共通点として「健康習慣の確立」「自立の生活態度を身につけさせる事」「人々との生活の中に自身の立場を見出し、人の立場を認識し、人と場合（事態）とに適応していく態度を身につけさせる事」を挙げる。いずれもが「習慣」「態度」「認識と態度」習得をねらい、生活訓練等ではなく、陶冶による自己の育成を求める。また、「成長は内部から起るもの」と吉見はいう。吉見の保育理論には子ども自身の成長への深い信頼があり⁽⁴³⁾、自助の精神の確立を謳ったセツルメントの主題を含んでいる。さらに、いうまでもなく、家庭の事情を汲みつつ「家庭と協体制」をとった保育が望まれる。これらは、吉見が提唱し、「個々のケースの家庭的、或は社会的、身近な環境の中に活用し得るものを開拓し調整して又その個人のもっている内面の力を啓発して、その個人を有能な社会人として生活力のあるものにする努力なのである」⁽⁴⁴⁾と説明するソーシャルケースワークの要素に含まれる。

今回の資料調査で明らかになったことは、吉見が館長に就任して後の興望館セツルメント保育園では、それ以前から実施されていた幼稚園の幼児教育と同様の内容をもつ保育の上に、こうした要素が重ねて実践されていたということである。

これは、いうまでもなく、戦後に制度的な確立をみ、保育所保育指針を得て保育内容についても充実をみたのちの保育所保育の姿である。1947年12月に厚生省児童局保育課長となつてのち、吉見が保育所保育を具体化する際には、1929年以降の興望館セツルメント保育園での経験が土台とされたのではないだろうか。

次には、より興望館所蔵資料の研究を進めるなかで、この問いに向き合うことを課題としたい。

謝辞

社会福祉法人興望館（野原健治館長）資料室には、資料調査について全面的に協力をいただき、本研究に対する便宜を図っていただいた。温かなご支援・ご配慮に心から感謝申し上げます。

この報告は、平成29年度科学研究費（基盤研究C）（一般）「近現代日本社会における保育の公

的責任性に関する史的研究」課題番号 25380766 による助成を受けた研究の成果の一部である。また、日本社会福祉学会第 65 回秋季大会（2017 年 10 月 22 日 首都大学東京）「歴史 3」分科会において「児童福祉法成立期における保育所保育内容の確立—吉見静江の保育理念と乳幼児理解—」（C02-01）として口頭発表した内容に、当日の協議を踏まえて大幅に加筆修正を施した。

注

- (1) 田澤薫「保育所保育の独自性を探る—『保育児童のケースワーク事例集』にみる幼児理解とソーシャルワーカー—」聖学院大学論叢 29 巻 2 号, 2017 年 3 月, pp. 1-14
- (2) 吉見静江は、1927 年 9 月に興望館セツルメントより、社会事業研究のために合衆国に派遣され、1929 年 9 月に学業を終えて帰国すると、9 月 2 日の月曜日より直ちに、興望館館長就任した。この時の保育園は定員 75 名のところ、実人員 50 名であった。
- (3) 保護者教育に関しては、ほぼこの頃、父母の会組織が整えられ、保育園の行事に協力しながら、料理、裁縫などの活動を自主的に行い、自らの教養を高めて生活改善につながる活動をしていた。
- (4) 瀬川和雄編著『興望館セツルメントと吉見静江 その実践活動と時代背景』社会福祉法人興望館 2000 年 p. 87
- (5) 秦野與市「秦野與市氏の語る興望館の思い出」興望館創立 75 周年記念誌編集委員会編『興望館セツルメント 75 年の歴史』社会福祉法人興望館 1995 年 p. 56
- (6) 三浦マサエ「セツルメントの神髄」興望館創立 75 周年記念誌編集委員会編『興望館セツルメント 75 年の歴史』社会福祉法人興望館 1995 年 p. 58
- (7) 吉見静江が後年、自身の来し方をふりかえって当時のことを「昭和 4 年夏アメリカから帰ってからは、寺島の地に住みこんで、この街の人達との生活をわけあうことになったのでした」（吉見静江「この道一すじに」『婦人新報』805 号 日本基督教婦人矯風会 1967）と書いていること自体が、定住を意味する「セツルメント」活動への覚悟であったことが納得される。
- (8) 山田栄『求めている子らと共に』三和書房 1985 年 p. 3
- (9) 三浦マサエ、前掲
- (10) 三浦マサエ、前掲
- (11) 三浦マサエ、前掲
- (12) 三浦三郎「セツルメントの神髄」興望館創立 75 周年記念誌編集委員会編『興望館セツルメント 75 年の歴史』社会福祉法人興望館 1995 年 p. 59
- (13) 三浦マサエ、前掲
- (14) 三浦マサエ、前掲
- (15) 瀬川和雄「瀬川和雄先生のインタビューから」興望館創立 75 周年記念誌編集委員会編『興望館セツルメント 75 年の歴史』社会福祉法人興望館 1995 年 p. 79
- (16) 瀬川和雄、前掲
- (17) 実際に興望館セツルメント保育園では、1930 年 12 月に、昼食にみそ汁給食の試行し、翌年の 1931 年 2 月には給食実施に踏み切った。（瀬川和雄編著『興望館セツルメントと吉見静江 その実践活動と時代背景』社会福祉法人興望館 2000 年 p. 103）さらに、「1931 年 2 月より単に欠食児童を対象とした給食制度を実施するのではなく、園児全部を対象にした給食制度を実施した」（瀬川和雄『吉見静江 シリーズ福祉に生きる』大空社 2001 年 p. 73）という。
- (18) 払下げ米を使えば給食費は 5 銭であったともいう。（瀬川和雄編著『興望館セツルメントと吉見静江 その実践活動と時代背景』社会福祉法人興望館 2000 年 pp. 92-93）
- (19) 保育園に入園させる子どもの保護者は入会する仕組みであったが、会費納入は任意であった。
- (20) 吉見静江『保育所の生活指導』赤城書房 1954 年

- (21) 吉見静江, 前掲書 p. 5
- (22) 吉見静江, 前掲書 p. 16
- (23) 吉見静江, 前掲書 p. 56
- (24) 吉見静江, 前掲書 pp. 16-17
- (25) 山田栄, 前掲書 p. 30
- (26) 瀬川和雄編著『興望館セツルメントと吉見静江 その実践活動と時代背景』社会福祉法人興望館 2000年 pp. 79~80
- (27) 吉見静江, 前掲書 p. 16
- (28) 吉見静江, 前掲書 p. 16
- (29) 吉見静江, 前掲書 p. 16
- (30) 吉見静江, 前掲書 p. 16
- (31) 吉見静江, 前掲書 p. 16
- (32) 瀬川和雄『吉見静江 シリーズ福祉に生きる』大空社 2001年 pp. 69-70
- (33) 「保育日誌」1929年度 (社会福祉法人興望館資料室所蔵資料)
- (34) 「興望館歴史関連資料 (含, 吉見静江資料)」青紙ファイル (社会福祉法人興望館資料室所蔵資料)
- (35) 「保育日誌」1929年度 (社会福祉法人興望館資料室所蔵資料)
- (36) 前掲
- (37) 前掲
- (38) 前掲
- (39) 前掲
- (40) 「吉見静江著述選集原稿 (二)」より「厚生時報 24.5 「鼎談子供の幸福とは 周郷博・吉見静江・坪田譲治」
- (41) 瀬川和雄『吉見静江 シリーズ福祉に生きる』大空社 2001年 p. 74
- (42) 瀬川和雄編著『興望館セツルメントと吉見静江 その実践活動と時代背景』社会福祉法人興望館 2000年 p. 92
- (43) 吉見は、『保育所の生活指導』で、「子供の生活は成長の生活であって、子供の成長はねむりの内にも、遊びの内にも、生活の全面にわたってなされているのであります。ですから、子供にとってはすべての生活経験が成長への歩みであり、努力であるといえるのであります。そして、この子供たちの努力をみまもり、これを理解して、その行く道をきり拓き、その歩みが可能なように生活の場を整えてやる事が保育であるということができるのでありますのでありましょう」(pp. 16-17) と述べている。
- (44) 吉見静江, 前掲書 p. 125

A Historical Study of Early Childhood Education of the Child Welfare Law

Kaoru TAZAWA

Abstract

How is childcare in nursery schools unique? This research identified the postwar situation in nursery schools, wherein the understanding of individual infants based on their respective family backgrounds, coupled with casework, has been regarded as a basic stage in childcare. As these policies were promoted by Shizue Yoshimi, the then Director of the Child Care Division at the Children's Bureau, Ministry of Health and Welfare, the author assumed that Yoshimi's childcare administration policies were rooted in those of the Kobokan Settlement, where she had served as the director before joining the Ministry. Using five of Yoshimi's observations as assessment items, this research investigated the records of childcare practices at Kobokan Settlement.

Key words: Shizue Yoshimi, Kobokan Settlement, Child Welfare Law, Nursery, Ministry of Health and Welfare Children's Bureau